

令和6年度地域自殺対策強化交付金（地域特性重点特化事業）申請書における
選択項目一覧

○【事業内容】の「事業メニュー」欄は以下のいずれかを記載してください。

- ①対面相談事業 ②電話・SNS相談事業 ③人材養成事業
- ④普及啓発事業 ⑤自死遺族支援機能構築事業 ⑥若年層対策事業
- ⑦深夜電話相談強化事業 ⑧自殺未遂者支援事業、⑨ゲートキーパー養成事業
- ⑩オンラインによるワンストップ総合相談事業、
- ⑪地域連携支援強化事業（地域の様々な関係機関の繋ぎ役を担う専門職の配置）

○【事業内容】の「大綱での区分」欄は以下から該当するものを記載して下さい。

（灰色の大項目は除きます）

自殺総合対策大綱における区分	
1.	地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
1 (1)	地域自殺実態プロファイルの作成
1 (2)	地域自殺対策の政策パッケージの作成
1 (3)	地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援
1 (4)	地域自殺対策計画策定ガイドラインの策定
1 (5)	地域自殺対策推進センターへの支援
1 (6)	自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進
2.	国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
2 (1)	自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
2 (2)	児童生徒の自殺対策に資する教育の実施
2 (3)	自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及
2 (4)	うつ病等についての普及啓発の推進
3.	自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
3 (1)	自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究及び検証
3 (2)	調査研究及び検証による成果の活用
3 (3)	先進的な取組に関する情報の収集、整理及び提供
3 (4)	子ども・若者及び女性等の自殺等についての調査
3 (5)	コロナ禍における自殺等についての調査
3 (6)	死因究明制度との連動における自殺の実態解明
3 (7)	うつ病等の精神疾患の病態解明、治療法の開発及び地域の継続的ケアシステムの開発につながる学際的研究
3 (8)	既存資料の利活用の促進
3 (9)	海外への情報発信の強化を通じた国際協力の推進
4.	自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
4 (1)	大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
4 (2)	自殺対策の連携調整を担う人材の養成

4 (3) かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上
4 (4) 教職員に対する普及啓発等
4 (5) 地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上
4 (6) 介護支援専門員等に対する研修
4 (7) 民生委員・児童委員等への研修
4 (8) 社会的要因に関連する相談員の資質の向上
4 (9) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
4 (10) 様々な分野でのゲートキーパーの養成
4 (11) 自殺対策従事者への心のケアの推進
4 (12) 家族や知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援
4 (13) 研修資材の開発等
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
5 (1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
5 (2) 地域における心の健康づくり推進体制の整備
5 (3) 学校における心の健康づくり推進体制の整備
5 (4) 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
6 (1) 精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上
6 (2) 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成など精神科医療体制の充実
6 (3) 精神保健医療福祉サービスの連動性を高めるための専門職の配置
6 (4) かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上
6 (5) 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備
6 (6) うつ等のスクリーニングの実施
6 (7) うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進
6 (8) がん患者、慢性疾患患者等に対する支援
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
7 (1) 地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信
7 (2) 多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実
7 (3) 失業者等に対する相談窓口の充実等
7 (4) 経営者に対する相談事業の実施等
7 (5) 法的問題解決のための情報提供の充実
7 (6) 危険な場所における安全確保、薬品等の規制等
7 (7) I C T を活用した自殺対策の強化
7 (8) インターネット上の自殺関連情報対策の推進
7 (9) インターネット上の自殺予告事案及び誹謗中傷への対応等
7 (10) 介護者への支援の充実
7 (11) ひきこもりの方への支援の充実
7 (12) 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実

7 (13) 生活困窮者への支援の充実
7 (14) ひとり親家庭に対する相談窓口の充実等
7 (15) 性的マイノリティへの支援の充実
7 (16) 相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化
7 (17) 関係機関等の連携に必要な情報共有の仕組みの周知
7 (18) 自殺対策に資する居場所づくりの推進
7 (19) 報道機関に対するWHOの手引き等の周知等
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
8 (1) 地域の自殺未遂者等支援の拠点機能を担う医療機関の整備
8 (2) 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実
8 (3) 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
8 (4) 居場所づくりとの連動による支援
8 (5) 家族等の身近な支援者に対する支援
8 (6) 学校、職場等での事後対応の促進
9. 遺された人への支援を充実する
9 (1) 遺族の自助グループ等の運営支援
9 (2) 学校、職場等での事後対応の促進
9 (3) 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
9 (4) 遺贈等に対応する公的機関の職員の資質の向上
9 (5) 遺児等への支援
10. 民間団体との連携を強化する
10 (1) 民間団体の人材育成に対する支援
10 (2) 地域における連携体制の確立
10 (3) 民間団体の相談事業に対する支援
10 (4) 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
11 (1) いじめを苦にした子どもの自殺の予防
11 (2) 学生・生徒等への支援の充実
11 (3) SOSの出し方に関する教育等の推進
11 (4) 子どもへの支援の充実
11 (5) 若者への支援の充実
11 (6) 若者の特性に応じた支援の充実
11 (7) 知人等への支援
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
12 (1) 長時間労働の是正
12 (2) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
12 (3) ハラスメント防止対策
13. 女性の自殺対策を更に推進する
13 (1) 妊産婦への支援の充実

13（2）コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援

13（3）困難な問題を抱える女性への支援